

佐賀県告示第 122 号

佐賀県文化財保護条例（昭和 51 年佐賀県条例第 22 号）第 4 条第 1 項の規定により、佐賀県重要文化財として次のとおり指定する。

令和 6 年 4 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県重要文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
重第 259 号	佐賀県重要文化財 (工芸品)	色絵龍鳳凰文蓋付大壺	1 点	西松浦郡有田町原明乙 111 番地 深川製磁株式会社 チャイナ・オン・ザ・パーク	深川製磁株式会社
重第 260 号	佐賀県重要文化財 (考古資料)	仁田埴輪窯跡出土埴輪	一括	神崎市神崎町鶴 3658 番地 2 佐賀県文化財調査研究資料室	佐賀県